

障害者差別解消法がスタート

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されましたが、「障害者差別解消法って何？」と
思っている方もいらっしゃると思います。今回は要点をまとめてお知らせしたいと思います。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによっ
て、障害のある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。（内閣府発行リーフレットより）

障害者差別解消法で対象となる障害者とは障害者手帳所持者のみではありません。身体障害・知的障害・
精神障害・発達障害・疾病等により日常生活および社会生活に制限がある人全てが対象です。

①「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由がなく、障害ということを理由にサービスを拒否したり、
場所や時間の制限、別途条件をつけたりすること。

具体的な例として…

- ・ 障害を理由として入会やサービス提供を断られた。
- ・ 学校の受験や入学を、障害を理由に拒否された。
- ・ 入店の際に、車いす利用を理由に断られた。

※正当な理由がある場合は、当事者に理由を説明し理
解を求める事も必要となる。

②「合理的配慮」とは？

障害のある人から何らかの対応が必要な意志があつた
時、負担が重すぎない範囲で対応すること。

具体的な例として…

- ・ 講演会などに障害のある方の特性に合わせた座席設
定や手話通訳・要約筆記等の情報保障を準備する。
- ・ 車いす利用者が電車に乗る際に、手助けをする。

また、この法律では行政機関や事業者ではない一般個人については対象外となり、国の行政機関・地方
公共団体等と、民間事業者（一般企業、個人事業者、NPO法人など）では、不当な差別的取り扱いと
合理的配慮について違いがあります。



	国の行政機関・地方公共団体	民間事業者
不当な差別的取り扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

また内閣府のホームページ内に「合理的配慮サーチ」というページが開設されており、具体的な事例が
たくさん掲載されています。ぜひ参考になさってみてください。

合理的配慮サーチ **検索**

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

アウトリーチ事業報告（岐阜市歴史博物館）

県内の市町村の窓口担当者等へ「聴覚障害者の基礎知識」と題し、聴覚障害について理解を深めていただくための出前講座を行っています。

ある日、情報センターに岐阜市歴史博物館のボランティア担当者が来所され、「聴覚障害者に対してどのようなコミュニケーションしたらいいのか？」の依頼があり、アウトリーチ事業として講演やロールプレイを実施させていただきました。

ボランティアとして登録されている多数の方に参加していただきました。岐阜市歴史博物館には体験教室があり、この場面を利用して聴覚障害者に対するコミュニケーション方法を説明しました。

どのように声をかけるのか？、どのように話しかけるのか？、どんなふうに説明するのか？など分かりやすく対応方法を伝えました。

聴覚障害者の全てが手話を知っているわけでもなく筆談も通じない方もいます。本当に様々な聴覚障害者がいること、色んなコミュニケーション方法があることもお話をさせていただきました。

身振りってどうやってやるのかな？実際にボランティア登録者の方々にやってもらいました。恥ずかしい気持ちが優先しているようでしたが、勇気を持ってやっていただきました。



その身振りを見ていた方々からの色んな反応があり、「へえ～」「なるほど」などと皆さんの関心度の高さが伺えました。またみなさんの積極的な気持ちが伝わり、会場はとてもいい雰囲気でした。

ボランティア登録者の方からの質問の中で「ひょうたんの中身は酒です。その【酒】はどのように説明するのですか？」と聞かれ、【酒】を身振りで表わしてみたところ、会場は大笑いとなりました。

これをきっかけに聴覚障害者の理解度が深まり、聴覚障害者に対するコミュニケーションを工夫してくださることと思います。

耳の日フェスティバル（PRブース出展）

平成28年3月20日（日）に岐阜市にある「ぎふメティアコスモス」「岐阜市民会館」の両会場で耳の日フェスティバルが開催されました。

ぎふメティアコスモス内のPRブースに、関連団体の一つとして岐阜県聴覚障害者情報センターも出展させていただきました。

ブースの雰囲気を明るくしようと思いバンダナ等を利用して装飾してみました。

年に1度の大々的なイベントということもあり、遠方の方々もたくさん見え、情報センターを改めてPRできたと思っております。

岐阜県聴覚障害者情報センターは、聴覚障害者はもとより、それらに関わる健聴者にも情報を提供する施設でもあります。

みなさん、一度、岐阜県聴覚障害者情報センターに見学に来てみませんか？



平成28年度 岐阜県手話通訳者養成講座開講中！

4月から、高山市民文化会館において、通訳者養成講座がスタートいたしました。昨年度は「手話通訳Ⅰ」を実施、今年度は「手話通訳Ⅱと実践課程」を行います。幾分か・・・ピリツとした緊張感を漂わせつつ、お互いに切磋琢磨しています。

<ある日の講座の様子>



手話通訳で大切なことは「話し手の伝えたいことを正確に伝える」です。

話し手が、どんな思いや気持ちで語っているのか・・・ここを掴まないと、伝わらないなあ・・・

式典場面にふさわしい言葉遣いって・・・？

難しいなあ・・・

どんな表現をされるのかなあ

話の流れって、掴めましたかー？！

あもう・・・もう一度、映像を見たいのですが・・・

ろう者の手話表現を身に付け、聞き取り通訳に活かしていきたいな。



そんなこと言っていたんだ・・・見落としがあったなあ。

全体の内容把握だー！うんうん、ポイントはここ！

平成28年度 岐阜県要約筆記者養成講座が始まりました



今年度は東濃圏域で開催するというので、恵那市福祉センターで4月から行っています。

受講生は手書き2名、パソコン3名と決して多くはありませんが、皆さん強い関心を持って受講されています。「聴覚障害について」などの講義を聞かれる姿に熱心さが表れていました。

「要約筆記」って何かしら？学んでみたいという方、手書きの要約筆記を続けてきてパソコン要約をやりたいという方、お知り合いの難聴者から勧められた方・・・ときかけはいろいろですが、1年間の講座を無事修了し、要約筆記者となって聞こえない人たちを支援する仲間になってほしいですね。頑張りましょう。



生活講座開催中

気象情報を学ぼう (3月16日開催)

気象について以前から気になっていた「晴れのち雨」「晴れ時々雨」「晴れ一時雨」の違いがようやくわかりました。台風が発生した時、台風の発生地域から離れた場所でなぜ大雨になるのか？ということも疑問



に思っていました。講義を聞いて納得できました。

わからない事や知りたい事を質問したり、答えてもらったりと和やかな雰囲気の講座でした。

もし、開催して欲しいテーマ(講座)がありましたら、遠慮なく情報センターまでご相談下さい。

対応できる範囲で開講したいと思います。

手作り教室 (4月9日開催)

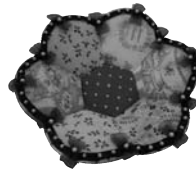
今回の手作りは写真の通りですが、時間が足りなくて完成に至りませんでした。

終始無言で作品作りに取り組まれていたので、誰もいないかの様に静かでした。



『完成できなかったけれど、家に戻ってから続きをやって出来上がるのが楽しみ』『飾り付け。なるほど。可愛い』『また手作り教室をやって欲しい』と大好評でした。

後日、参加者の方から完成した作品の写真を送っていただきました。



情報センターでは年間を通じて、さまざまな講座を開催しております。講師を招いての講演や、物づくり体験など聞こえない方、聞こえる方も同じように参加していただけますので、ぜひ、お友達と一緒に参加してみてください。

講座の開催案内は3ヶ月毎に発行され、情報センターのホームページやブログにも掲載いたしますので、確認してみてください。

メール配信サービスに登録されている方へ(携帯電話)

登録してもメールが届かない場合、迷惑メールの設定を確認してみてください。また、特定のメールアドレスを受信許可する時は gifuchoucenter@drive.ocn.ne.jp を。

ドメイン登録する場合は @drive.ocn.ne.jp で登録して下さい。

※登録用メールアドレスとは異なりますのでご注意ください。

困ってます!



LINE



facebook



ブログ

左のQRコードを利用すると、情報センターのブログ、LINE、facebookに簡単にアクセスできます。ぜひご利用下さい。

